

令和3年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

東京海洋大学

令和4年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	2
領域2 内部質保証に関する基準（2-1～2-5）	・ ・ ・ ・ ・	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3-1～3-6）	・ ・ ・ ・	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4-1～4-2）	・ ・ ・ ・ ・	10
領域5 学生の受入に関する基準（5-1～5-3）	・ ・ ・ ・ ・	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6-1～6-8）	・ ・ ・ ・ ・	13
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について		
自己評価書		

## 1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

#### (1) 大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### (2) 機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

##### ○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
里見進	日本学術振興会理事長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾章治郎	大阪大学総長
◎濱田純一	国土緑化推進機構理事長

- 日比谷 潤 子 学校法人聖心女子学院常務理事
- 前 田 早 苗 千葉大学教授
- 松 本 美 奈 Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事
- 山 本 健 慈 国立大学協会参与
- 吉 田 文 早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

- 片 峰 茂 長崎市立病院機構理事長
- 川 嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
- 清 水 一 彦 山梨大学理事・副学長
- 高 田 邦 昭 群馬県公立大学法人理事長
- ◎ 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
- 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
- 山 内 進 松山大学教授
- 山 口 宏 樹 国立大学協会専務理事

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

- 阿波賀 邦 夫 名古屋大学教授
- 井 関 尚 一 公立小松大学教授
- 石 井 徹 哉 大学改革支援・学位授与機構教授
- 井 上 美沙子 大妻女子大学理事・名誉教授
- 岩 坂 直 人 東京海洋大学教授
- 大久保 功 子 東京医科歯科大学教授
- 小 内 透 札幌国際大学特任教授
- 片 山 英 治 野村證券株式会社主任研究員
- 岸 本 喜久雄 東京工業大学名誉教授
- 下 條 文 武 新潟薬科大学長
- 近 藤 倫 明 北九州市立大学特任教授
- 齋 藤 一 弥 筑波大学教授
- 佐 藤 信 行 中央大学教授
- 佐 藤 裕 之 弘前大学教授
- 下 田 憲 雄 大分大学学長特命補佐
- 生源寺 眞一 福島大学教授
- 白 石 小百合 横浜市立大学教授
- 高 倉 喜 信 京都大学副学長

竹内啓博	公認会計士、税理士
谷口功	国立高等専門学校機構理事長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
徳久剛史	千葉大学名誉教授
戸田山和久	名古屋大学教授
西尾章治郎	大阪大学総長
西原達次	九州歯科大学理事長・学長
西村伸一	岡山大学教授
野口哲子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部勇一	横浜国立大学名誉教授
花泉修	群馬大学教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
◎山内進	松山大学教授
山岡洋	桜美林大学教授
山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山口佳三	京都大学監事

(第2部会)

石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市川元基	信州大学副学長
伊東幸宏	浜松地域イノベーション推進機構フロンバレーセンター長
岩渕明	岩手県工業技術センター顧問
大城肇	琉球大学特別顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
木部暢子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小山清人	山形大学名誉教授
清水美憲	筑波大学教授
鈴木志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○高島忠義	愛知県立大学名誉教授
◎高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
田島節子	大阪大学名誉教授
土川覚	名古屋大学教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
野田泰子	自治医科大学教授
前田芳實	鹿児島大学名誉教授
三矢麻理子	公認会計士

湯川 嘉津美	上智大学教授
横田 光 広	宮崎大学教授
横山 清 子	名古屋市立大学副学長
米村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅田 尚 紀	奈良県立大学長
安倍 博	福井大学教授
石川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎片峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐藤 敬	青森中央学院大学長
塩田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平塚 浩 士	群馬大学顧問
藤田 佐 和	高知県立大学教授
藤本 眞 一	大和橿原病院名誉院長
前田 健 康	新潟大学教授
三矢 麻理子	公認会計士
○山本 健 慈	国立大学協会参与
吉澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鶉飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾家 祐 二	九州工業大学長
大野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐藤 之 彦	千葉大学教授
竹内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹内 啓 博	公認会計士、税理士
棚橋 健 治	広島大学副学長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○中島 恭 一	富山国際大学顧問



原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長

## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対する意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

東京海洋大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6-1 から 6-8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、各学部・研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の3学部及び1研究科を置いている。

[学士課程]

- ・海洋生命科学部（3学科：海洋生物資源学科、食品生産科学科、海洋政策文化学科）
- ・海洋工学部（3学科：海事システム工学科、海洋電子機械工学科、流通情報工学科）
- ・海洋資源環境学部（2学科：海洋環境科学科、海洋資源エネルギー学科）

[大学院課程]

- ・海洋科学技術研究科（博士前期課程7専攻：海洋生命資源科学専攻、食機能保全科学専攻、海洋資源環境学専攻、海洋管理政策学専攻、海洋システム工学専攻、海運ロジスティクス専攻、食品流通安全管理専攻、博士後期課程2専攻：応用生命科学専攻、応用環境システム学専攻）

平成29年度に、大気及び海底を含む海洋とその生物群集を対象に、豊富な専門的知識を基盤に諸課題に取り組み、海洋の環境保全及び持続可能な利用に携わることのできる高度に専門的な職業人を育成するために、海洋資源環境学部を設置している。

平成29年度に、当該学部の目指す教育研究内容を的確かつ分かりやすく表現するために、学部名を海洋科学部から海洋生命科学部に変更した。

平成29年度に、海洋科学部が平成29年4月から、海洋と生命に関わる学理をより一層追究する教育研究を行うことを表すため海洋生命科学部に名称を改めることに合わせて、海洋生命科学専攻から海洋生命資源科学専攻に変更した。

平成29年度に、海洋の持続可能なリソース利用と表裏一体の学術分野であることを強調して示すことが、当専攻の教育研究の実態とも整合していることから、専攻名称を海洋環境保全学専攻から海洋資源環境学専攻に変更した。

#### 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。

**基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること**

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、学術研究院に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長を、研究科に研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会を置いている。各学部の教授会は、学部長、教授、准教授、専任講師及び助教のうち当該学部に兼務を命じられた教員から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。研究科の教授会は、研究科長、教授、准教授及び助教のうち研究科に兼務を命じられた教員から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

研究科代議員会は、研究科長、副研究科長、各専攻主任、各専攻から教授会が選出した教授から構成され、教授会通則第 4 条に定める事項のほか学生の教育・研究に関する事項を審議し、代議員会の議決をもって教授会の議決としている。各教授会等は、令和 2 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、学術研究院長、各学部長、研究科長、附属図書館長、事務局長、学部の教授のうちから学長が指名する者から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 2 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、副学長（総務・財務担当）を自己点検・評価の責任者、副学長（教育・国際担当、学生支援・広報担当、総務・財務担当、研究・情報化担当、産学連携・イノベーション創出担当）をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は計画・評価委員会であり、その役割分担は内部質保証に関する基本方針及び自己点検・評価（内部質保証）項目及び担当委員会等一覧に明確に定めている。中核的な審議機関である計画・評価委員会を、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、学長の指名する副学長、学術研究院長、各学部長、研究科長、附属図書館長、ミュージアム機構長、総合情報基盤センター長、各学内共同利用施設長、各学部・研究科の教員のうちから選出された者、事務局長、その他学長の指名する者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

海洋生命科学部においては、海洋生命科学部長を責任者としてその質保証を行っている。

海洋工学部においては、海洋工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

海洋資源環境学部においては、海洋資源環境学部長を責任者としてその質保証を行っている。

海洋科学技術研究科においては、海洋科学技術研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、学長の指名する副学長を責任者として研究推進委員会及び施設・環境委員会が質保証を行っている。その役割は、自己点検・評価（内部質保証）項目及び担当委員会等一覧によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、学生支援委員会委員長を責任者として学生支援委員会が、学生の就職支援については、キャリア支援センター運営委員会委員長を責任者としてキャリア支援センター運営委員会が、留学生の支援については、グローバル教育研究推進委員会委員長を責任者としてグローバル教育研究推進委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、自己点検・評価（内部質保証）項目及び担当委員会等一覧によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、全学入学試験委員会委員長を責任者として全学入学試験委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、自己点検・評価（内部質保証）項目及び担当委員会等一覧によって定めている。

### 基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

**【評価結果】** 基準 2-2 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、自己評価書提出時には明文化されていなかったが、「教育の内部質保証実施に関する取扱いについて」及び教育の内部質保証評価基準において令和 3 年 11 月までに定められている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことについても、自己評価書提出時には明文化されていなかったが、「教育の内部質保証実施に関する取扱いについて」及び教育の内部質保証評価基準において令和 3 年 11 月までに定められている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、「教育の内部質保証実施に関する取扱いについて」及び教育の内部質保証評価基準において令和 3 年 11 月までに定められているが、施設設備については「自己点検・評価（内部質保証）項目及び担当委員会等一覧」に規定される担当委員会とは一致していない。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、「教育の内部質保証実施に関する取扱いについて」、「学生による授業評価アンケート及び F D 活動の取組状況調査の実施に関する取扱いについて」、「修学支援調査の実施について」、「卒業生・修了生に関する就職支援調査の実施について」、「学部一年次入学者による新入生アンケート及び受験生によるオープンキャンパスアンケート実施に関する取扱いについて」を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、内部質保証に関する基本方針及び「教育の内部質保証実施に関する取扱いについて」に定めている。

**基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること**

**【評価結果】** 基準 2-3 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

なお、今回の認証評価を受ける中で、令和 3 年 11 月までに、内部質保証体制を明文化して規定している。

**基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

**【評価結果】** 基準 2-4 を満たしている。



### 【評価結果の根拠・理由】

内部質保証に関する基本方針において、組織、教育内容等の新設・見直し時における学内承認手続きに関して、教育研究評議会、経営協議会、役員会などの学内主要会議の議を経て実施すると定められている。実際、平成 29 年度の学部及び大学院改組に関して、教育研究評議会、経営協議会において審議・承認された後、役員会において審議・決定されている。このことから、機関別内部質保証体制により、学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しに関する検証を行う仕組みを有している。

### 基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員配置戦略会議規則、教員任用等規則、教員選考基準、「教員選考委員会の設置について」、教員選考委員会選考指針、「平成 28 年度以降の教員採用及び昇任に係る申請について」等を定め、教員選考基準に定められた職位ごとの基準を備えていることを提出書類及び面接ないしプレゼンテーション等を評価して、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員の個人活動評価指針、教員の個人活動評価基準を策定し、別紙様式 2－5－2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

「学術研究院における処遇評価実施方法」、「処遇反映に係る評価について」、「年俸制雇用教員の業績評価について」に基づき、月給制における 1 月 1 日の昇給、年俸制における次年度の業績給額に反映するなど、別紙様式 2－5－3 のとおり評価結果に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2－5－4 のとおり、FD 研修「遠隔授業の効果的な活用について」、海洋 A I 勉強会「船舶操作性解析における機械学習ライブラリの利用」等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2－5－5 のとおり教務課、学生サービス課、入試課、国際・教学支援課及び越中島地区事務室に教務関係や厚生補導等を担う職員、船舶・海洋オペレーションセンター、海洋工学部、総合情報基盤センター、水圏科学フィールド教育研究センター、放射性同位元素管理センターに教育活動の支援や補助等を行う職員、学術情報課に図書館の業務に従事する職員、学部や大学院の授業科目に TA 等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2－5－6 のとおり、教育研究施設視察等職員研修、事務職員研究プロジェクト同行等研修、玉掛け技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習、大学図書館員のための IT 総合研修、TA マニュアルの整備及び配布を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、内部統制に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、理事、事務局長、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものにより構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、危険物、化学物質、放射線、感染症に関する規定等があり、それらについて責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護は総務課、ハラスメント防止及び放射線は人事課、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験及び感染症は研究推進課、危険物、化学物質は施設課が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応、危険物化学物質放射線に関する規定等があり、それらについて責任・実施体制を整備している。防火・防災及び危険物は施設課、情報セキュリティは学術情報課、学生危機対応は危機管理委員会及び学生サービス課、化学物質は危機管理委員会及び施設課、放射線は危機管理委員会及び人事課が責任部署となっている。

### 基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

事務組織規則及び事務分掌細則等に基づき、事務組織を設置している。  
別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 144 人、非常勤 42 人を配置している。

**基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

**【評価結果】** 基準 3-4 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が経営企画室会議、内部質保証推進室、薬品等管理検討小委員会、学生支援委員会、キャリア支援センター運営委員会、保健管理センター運営委員会、共同利用機器センター運営委員会、情報統括戦略会議等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、新規採用教職員研修 (39 人参加)、三大学及び情報・システム研究機構事務系初任職員研修 (7 人参加)、国立大学法人会計基礎研修 (27 人参加)、衛生管理者 (一種・二種) 養成研修 (6 人参加)、事務系等職員視聴研修 (17 人参加)、相談窓口 (苦情・クレーム) 対応研修 (38 人参加)、長時間労働対策研修 (27 人参加)、ハラスメント防止研修 (40 人参加)、ハラスメント相談員向け研修 (25 人参加)、事務系職員英語研修 (21 人参加) 等を実施している。

**基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

**【評価結果】** 基準 3-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

国立大学法人法に基づき、監事 2 人 (非常勤 2 人) を置いている。監事は、監事監査規則第 11 条に基づき、監査計画を作成の上、定期監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規則に基づき、法人の業務の適正かつ合理的な運営を図るとともに財務及び会計の適正を期することを目的として内部監査を行っている。内部監査人は、内部監査計画書を作成し、監査終了後は、内部監査結果報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、監事・学長連絡会、会計監査人監査計画説明及び経営者ディスカッション、四者協議会等を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。

なお、学校教育法第 109 条第 1 項が求める自己点検・評価の結果については、教育及び研究、組織及び運営ならびに施設及び設備の状況に関して、中期目標・中期計画を基として大学独自に点検・評価を行った結果が公表されている。今後は、内部質保証体制により実施される自己点検・評価の結果を公表することとしている。

また、自己評価書提出時点では、教育職員免許法施行規則第 22 条が求める情報公開のうち、卒業者の教員（教職免許取得者）への就職の状況に関することについて公表していなかったが、令和 3 年 10 月までに公表している。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

品川キャンパス（港区）、越中島キャンパス（江東区）の2キャンパスを有し、その校地面積は計 177,792 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は計 99,624 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、各学部の教育課程を、キャンパス内の開講授業科目のみで教養教育が完結するよう編成し、他のキャンパスへの学生の移動を要しないよう配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、養殖施設、練習船を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備の耐震化については、耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、主要建物にスロープ、だれでもトイレを設置するなど、配慮している。また、一部エレベーター無しの建物について、キャンパスマスタープラン策定（令和3年12月）後、エレベーターの設置について検討を進めることとしている。

安全防犯面については、防犯カメラや主要建物の入り口にカードリーダーを設置するなど、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、品川キャンパス（本館）及び越中島キャンパス（分館）に設置しており、延面積 4,418 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は計 317 席である。原則として 8 時 45 分から 20 時まで開館している。令和 3 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書計 500,457 冊、学術雑誌計 12,736 種、電子ジャーナル計 5,838 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、閲覧室、ラーニングコモンズ、学習室、グローバルコモン、英語学習スペース、総合情報基盤センター P C 教室等が整備され、利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生支援教員制度、保健管理センター、キャリア支援センター等を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント等の防止等に関する規則等に基づき、相談員又は監督者が相談

窓口となり、ハラスメント等に関する相談に対応している。

66 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、野球場、プレハブ部室、テニスコート、体育館、プールを整備し、運営資金の支援及び備品の貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、チューター制度の整備、外国人留学生ガイドブックの配布、留学生用の宿舎の設置、大学の推薦が必要な奨学金の候補者を選考・推薦、個人で応募可能な奨学金の案内、日本語科目の実施等、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき対応要領を定めている。別紙様式 4-2-4 のとおり、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式 4-2-5 のとおり、大学独自の奨学金制度の整備、入学金及び授業料の免除、寄宿舎の整備等を行っている。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、全学入学試験委員会、海洋生命科学部入学試験委員会、海洋工学部入学試験委員会、海洋資源環境学部入学試験委員会、大学院入学試験委員会を置いている。

全学入学試験委員会が入学者選抜の改善に関する事項や入学者選抜の調査研究に関する事項の審議等を行うこととしており、具体的には、教科・科目及び配点について再確認や、インターネット出願導入による出願手続等の変更等を行っている。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成29年度～令和3年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

##### [学士課程]

- ・海洋生命科学部：1.06倍
- ・海洋工学部：1.03倍
- ・海洋資源環境学部：1.07倍

##### [博士前期課程]

- ・海洋科学技術研究科：1.13倍

##### [博士後期課程]

- ・海洋科学技術研究科：0.99倍

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。なお、海洋資源環境学部において、自己評価書提出時点には、十分に明文化されていなかったが、令和 3 年 12 月までに記載内容を追補している。

### 基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、すべての学部・研究科等において、自己評価書提出時点には、学習成果の評価の方針等が十分に明文化されていなかったが、令和 3 年 12 月までに必ずしも十分とはいえないものの記載内容を追補している。

### 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程の海洋科学技術研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、自己評



価書提出時点では研究指導計画の作成及び学生に対する明示の手順が明文化されていなかったが、令和3年12月までに大学院履修規則で特別研究計画書及び特別研究指導計画書の取扱いを定めている。

#### **基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

**【評価結果】** 基準6-4を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として10週又は15週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、すべての学部・研究科において、自己評価書提出時点では、シラバスの一部の授業科目について授業の方法及び内容の記載が十分ではなかったが、令和3年11月までに学部と大学院それぞれでシラバスの記載内容の確認を行っている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

#### **基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること**

**【評価結果】** 基準6-5を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

#### **基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

**【評価結果】** 基準6-6を満たしている。

##### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。なお、すべての学部・研究科において、自己評価書提出時点では、成績評価基準が組織的に策定されていなかったが、令和3年12月までに、各学部及び大学院の履修規則において策定している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われている。

すべての学部・研究科において、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられている。なお、すべての学部・研究科において、自己評価書提出時点では、成績異議申立ての適切な窓口が組織的に設けられていなかったが、令和3年12月までに成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

### **基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

**【評価結果】** 基準6-7を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

### **基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

**【評価結果】** 基準6-8を満たしている。

#### **【評価結果の根拠・理由】**

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6-8-1のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6-8-2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。